

## 平成21年度の補助事業の概要

(畜産業振興事業)

# 目 次

## 畜産物価格関連対策

### 1 酪農関係対策

飲用需要変動対応緊急支援事業	1
生乳不需要期支援緊急対策事業	2
生乳需要構造改革事業	3
広域指定団体新規需要開発等支援事業	4
生乳生産管理向上特別対策事業	5
酪農生産基盤強化緊急対策事業	6
酪農飼料基盤拡大推進事業	7
酪農ヘルパー利用拡大推進事業	8
広域生乳流通体制確立事業	9
牛乳乳製品消費拡大特別事業	10
乳業再編整備等対策事業	11
加工原料乳生産者経営安定対策事業	12

### 2 肉用牛関係対策

肉用子牛資質向上緊急支援事業	13
肉用牛肥育経営安定対策事業	15
肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業	16
肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	17
肉用牛生産性向上緊急対策事業	18
肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業	19
子牛生産拡大奨励事業	20

### 3 養豚関係対策

肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業	21
地域養豚振興特別対策事業	22

### 4 食肉流通等対策

食肉等流通合理化総合対策事業	23
国産食肉需要構造改善対策事業	24
家畜個体識別システム定着化事業	25
家畜流通安定緊急対策事業	26
食肉流通改善総合対策事業	27

### 5 飼料基盤対策等

	国産飼料資源活用促進総合対策事業	28
	のうち粗飼料自給率向上総合対策事業	30
	のうち飼料増産受託システム拡大緊急対策事業	31
	のうち飼料用米導入定着化緊急対策事業	32
	のうち未活用資源飼料化促進事業	33
	のうち畜産生産性向上促進総合対策事業	34
	畜産経営生産性向上支援リース事業	35
6	環境対策	
	家畜排せつ物利活用推進事業	36
7	BSE関連対策	
	肉骨粉適正処分対策事業	37
	BSE発生農家経営再建支援等事業	38
8	その他対策	
	家畜飼料特別支援資金融通事業	39
	大家畜特別支援資金融通事業	40
	養豚特別支援資金融通事業	41
	家畜生産新技術有効活用総合対策事業	42
	家畜防疫互助基金造成等支援事業	43
	国産鶏肉生産体制等強化対策事業	44
	鶏卵需給安定強化特別対策事業	45
	高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業	46
	家畜疾病経営維持資金融通事業	47

# 飲用需要変動対応緊急支援事業（組替新規）

## 1 事業の目的

21年3月からの乳価引き上げに伴う牛乳の値上げにより消費が減少した場合、乳価が相対的に低い加工向けの生乳が地域的に偏って増加するおそれがある。

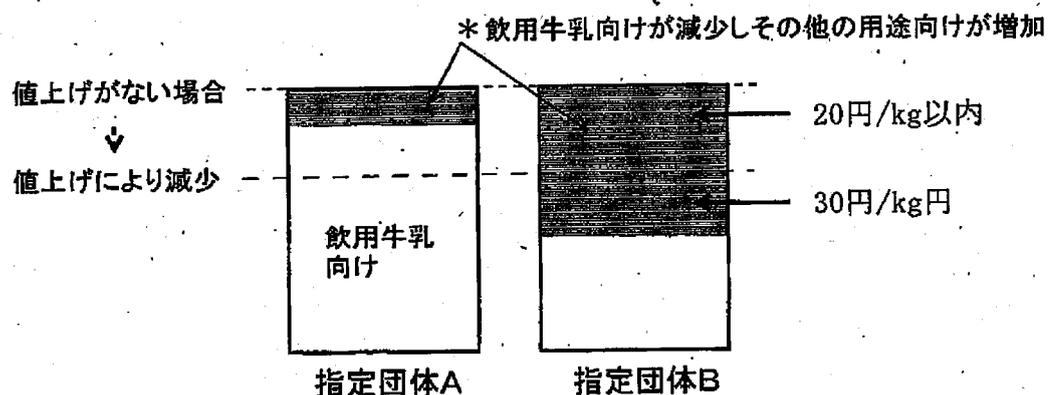
このため、牛乳の消費減に伴うプール乳価の低下による影響を最大限緩和し、酪農家が安心して経営に取り組むことができるようなセーフティネットを構築する。

## 2 事業の内容

生産者団体が四半期単位で実施する、牛乳の値上げによる消費減に伴い飲用牛乳向けが減少（その他向けの用途が増加）した指定生乳生産者団体に対する「とも補償」を支援する。

○補てん金 平均減少率を超える減少分 30円/kg  
平均減少率以内の減少分 20円/kg以内

○拠出金額 生産者団体 飲用牛乳向け 1kg当たり23銭  
助成金 飲用牛乳向け 1kg当たり69銭



## 3 事業実施主体

(社) 中央酪農会議

## 4 所要額（補助率）

28億円（3/4、1/2、定額）

# 生乳不需要期支援緊急対策事業（新規）

## 1 事業の目的

依然として高水準にある配合飼料価格の酪農経営への影響を緩和し、生乳の安定的な生産体制を確保することが緊急の課題である。特に、飲用仕向けの多い都府県においては、生乳の季節的な需給変動に応じた生乳生産が重要となっている。

このため、生産者による不需要期の供給抑制のための取組にかかる経費の一部を補てんし、もって、不需要期における乳価下落の影響を緩和する補完的セーフティネットを確保する。

## 2 事業の内容

都府県の酪農生産者が、生産者団体が行う牛乳等の消費拡大のための取組に参画し、かつ、早期乾乳等の取組を行う場合に、「不需要期支援交付金（経産牛1頭当たり2,400円）」を交付する。

## 3 事業実施主体 (社) 中央酪農会議

## 4 所要額（補助率） 12億円（定額）

# 生乳需要構造改革事業

## 1 事業の目的

国際化の進展を踏まえ、我が国酪農・乳業の健全な発展を図っていくためには、輸入品との一定の競争力を有するチーズや、鮮度が重視される液状乳製品及び発酵乳に仕向けられる生乳の供給を拡大していくことが課題である。

このため、指定生乳生産者団体による、これらの乳製品に仕向けられる生乳の供給拡大を支援すること等により、国産生乳の需要構造の改革を推進し、もって、我が国酪農乳業の健全な発展に資する。

## 2 事業の内容

指定生乳生産者団体が、チーズ、液状乳製品及び発酵乳向け生乳を、基準となる数量を上回って供給した場合に奨励金（新規拡大分12円/kg、増加実績分10円/kg）を交付する。

## 3 事業実施主体

指定生乳生産者団体、（社）中央酪農会議

## 4 所要額（補助率）

86億円（定額、1/2以内）

# 広域指定団体新規需要開発等支援事業

## 1 事業の目的

需要が減少している飲用牛乳向けの生乳供給が中心の都府県における需給改善を図るため、全国連による新たな脱脂乳の需要の開発を支援する。

## 2 事業の内容

- (1) 全国連が新たな脱脂乳の需要を開発し、当該需要向けの生乳を供給する場合に奨励金（10円/kg）を交付する。
- (2) 全国連が脱脂乳を新たに供給するために必要な施設を乳業工場に整備する場合に助成する。

## 3 事業実施主体

（社）中央酪農会議、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会 等

## 4 所要額（補助率）

4億円（定額、1／2以内）

# 生乳生産管理向上特別対策事業（新規）

## 1 事業の目的

食の安全に対する関心が高まる中、生乳生産段階における生産管理の更なる徹底が求められている。

このため、酪農家における生乳の安全確保の取組（生産履歴の記録・記帳等）を推進するとともに、消費者への安全な牛乳乳製品の供給の重要性に対する意識の醸成を図る。

## 2 事業の内容

酪農家における生乳の生産管理の実施状況等に関する調査等を行う指定生乳生産者団体に対し、その指定生乳生産者団体の加工原料乳向け生乳出荷の実績に応じて交付金（0.15円/kg）を交付する。

## 3 事業実施主体

指定生乳生産者団体

## 4 所要額（補助率）

3億円（定額）

# 酪農生産基盤強化緊急対策事業（新規）

## 1 事業の目的

我が国酪農の国際競争力を強化し、国民に高品質な牛乳乳製品を安定的に供給していくためには、乳量、乳質に優れた生涯生産性の高い優良種畜を高度に利用することにより酪農経営における牛群の遺伝的能力を向上することと併せて、乳用牛の個体管理を強化し、遺伝的能力を十分に発揮させる飼養管理技術の向上を図ることが大きな課題となっている。

このため、受精卵等の優良遺伝資源の導入や種雄牛能力評価の向上、乳用牛雌性判別精液の生産拡大を通じて乳用牛群全体の能力を向上させるとともに、飼養管理情報に基づく技術指導及び先進的飼養管理技術の実証展示を行うことにより、我が国酪農の生産基盤強化を緊急に図るものとする。

## 2 事業の内容

### (1) 乳用牛群能力向上対策

#### ① 優良遺伝資源活用対策

乳用牛群の効率的な遺伝的能力向上に向けた、優良な受精卵、性判別受精卵の導入及び供卵牛の借り上げ

- ・優良受精卵の導入 50千円/個
- ・性判別受精卵の導入 15千円/個
- ・供卵牛の借り上げ 75千円/頭

#### ② 種雄牛生涯生産性評価強化対策

生涯生産性との関連が深い体型の遺伝的改良を図るため、種雄牛評価に資する体型形質データの収集・分析

#### ③ 性判別精液生産拡大対策

安定的に優良な後継牛を確保し、収益性の高い酪農経営を図るため、性判別精液の生産拡大のための機器等の導入及び性判別精液の利活用状況や受胎率等の調査

### (2) 飼養管理技術高度化対策

#### ① 飼養管理情報に基づく技術指導

ア 飼料給与量や繁殖状況など飼養管理技術の改善に取り組む際に必要な情報収集及び指導

イ 育成及び乾乳期の適切な飼料給与の分析

ウ 技術指導員の研修の実施

エ 飼養管理技術指導に必要な乳量・乳質検査機材の導入

#### ② 先進的飼養管理技術の実証展示

生産性や品質の向上に資する先進的飼養管理技術に関する情報収集及び生産現場での実証展示

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 所要額（補助率）

1.0億円（定額、1/2以内）

# 酪農飼料基盤拡大推進事業（拡充）

## 1 事業の目的

近年、規模拡大が進展している酪農経営においては、個々の経営体が「畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤」を有し、さらに環境保全、飼料自給率の向上に資する取組みを行うことにより、自然循環機能の維持増進を図る持続性の高い環境調和型の酪農生産構造を確立する必要がある。

このため、飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を実施している生産者を支援する。

## 2 事業の内容

環境と調和した酪農経営の確立に資するため、経産牛1頭当たりの飼料作付面積が基準面積（北海道40a/頭、都府県10a/頭）以上であり、環境保全、飼料自給率の向上に資する取組みを実践している生産者に対し、飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する。

### （1）環境保全、飼料自給率の向上に資する取組みを実施する酪農経営への支援（下記の取組みのうち、いずれか一つ）

- ・デントコーン・ソルガムの作付かつスラーの土中施用の実施
- ・不耕起栽培の実施かつスラーの土中施用の実施
- ・無化学肥料栽培の実施
- ・無農薬栽培の実施
- ・緩衝帯の設置による環境保全
- ・その他都道府県知事が特別に認める取組みの実施

@ 7, 500円/ha

### （2）（1）の取組みに加え、飼養管理の変更による一層の環境負荷軽減、飼料自給率向上に取り組む酪農経営への支援

（下記の取組みのうち、いずれか一つ）

- ・濃厚飼料給与量の低減
- ・経産牛飼養頭数の削減
- ・放牧の実施
- ・TMR（完全混合飼料）給与の実施
- ・自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与の実施

@ 8, 000円/ha

### （3）（1）の取組みに加え、飼料作付面積を前年度に比べ5%以上拡大する酪農経営（前年度事業参加者に限る）への支援

@ 3, 000円/ha

## 3 事業実施主体

指定生乳生産者団体等、（社）中央酪農会議

## 4 所要額（補助率）

64億円（定額）

# 酪農ヘルパー利用拡大推進事業

## 1 事業の目的

酪農ヘルパーの利用拡大を総合的に推進することにより、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現を図るとともに、新規就農及び円滑な経営継承を促進し、もって我が国酪農の安定的発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 利用拡大補助金の交付

酪農家に対する、利用日数の増加に応じた補助金交付等を行う。

### (2) ヘルパー要員の確保・養成

ヘルパー就業希望者の募集、相談活動等を行うとともに、ヘルパー要員の養成研修を開催する。

### (3) 傷病時のヘルパー利用の円滑化

傷病時のヘルパー利用料金を軽減する互助制度を実施する利用組合に対して、互助組織の広域化や利用組合の統合等の互助制度の普及・定着化に取り組んだ場合に、軽減に要した費用の一部を助成する。

### (4) 新規就農・経営継承推進

新規就農希望者及び経営移譲希望者等の情報収集等を行い、新規就農及び円滑な経営継承を推進する。

3 事業実施主体 (社)酪農ヘルパー全国協会

4 所要額(補助率) 4億円(定額)

# 広域生乳流通体制確立事業

## 1 事業の目的

生乳の流通コストの低減と的確な需給調整等を推進するため、広域的な生乳流通体制の確立を図り、もって我が国酪農の安定的な発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 中央段階

- ① 統一的な乳量測定及びサンプル採取方法の検討、マニュアルの作成、指導者研修会の開催等
- ② 国際化の進展等を踏まえた生産構造の研究

### (2) 地方段階

- ① 統一的な乳量測定及びサンプル採取方法の普及・定着のための研修会の開催、乳価テーブルの検討等
- ② 統一的な乳量計及びサンプラーのミルクタンクローリーへの設置

## 3 事業実施主体

(社) 中央酪農会議

## 4 所要額 (補助率)

2億円 (定額、1/2以内、1/3以内)

# 牛乳乳製品消費拡大特別事業（組替）

## 1 事業の目的

飲用牛乳が減少していることを踏まえ、牛乳・乳製品の消費拡大対策を総合的に推進し、もって我が国の酪農・乳業の発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 牛乳・乳製品に対する理解醸成推進

牛乳・乳製品の生産者、流通業者、消費者の間で認識を共有するための推進会議等の開催及び広報啓発活動に対する支援を行う。

### (2) 機能性の調査及び普及啓発等

牛乳・乳製品の機能性・有用性等に関する調査・研究、学術論文の収集・整理、セミナー等の開催及びセミナー等への指導員の派遣に対する支援を行う。

### (3) 需給実態の調査及び開発促進等

牛乳・乳製品の需要動向等に関する調査、消費者ニーズの把握、新商品の開発促進等に対する支援を行う。

### (4) 酪農理解醸成活動推進

我が国酪農への理解を醸成するため、推進主体となる酪農家の育成及び活動実施牧場の指導、自家製牛乳・乳製品の製造のための技術研鑽等に対する支援を行う。

### (5) 国産牛乳・乳製品価値向上対策

製造・流通段階における品質管理の高度化、牛乳・乳製品を利用した料理講習会の開催、牛乳販売店が行う普及啓発活動の支援を行う。

### (6) 牛乳・乳製品の需要開拓促進

牛乳・乳製品における新規需要の調査・検討、地域の独創的な商品の普及等に対する支援を行う。

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 所要額（補助率）

8億円（定額、1／2以内）

# 乳業再編整備等対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

国際化の進展や中小乳業メーカーの現状等を踏まえた乳業工場の再編合理化や、生乳の集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化等を支援し、もって我が国酪農・乳業の安定的発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 効率的乳業工場整備対策

牛乳乳製品製造の合理化のため、県内及び広域の複数の乳業者が連携して行う乳業工場の新增設に要する経費を助成。

### (2) 廃止工場対策

製造を集約して合理化を図るため、乳業工場の廃業等に要する経費を助成。

### (3) 共同配送施設整備対策

牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化を推進するため、共同配送施設の整備に要する経費を助成。

### (4) 集送乳合理化等推進整備

余剰生乳の一時的な需給調整を行うための余剰生乳処理機能を有する拠点施設及び指定団体が実施する集送乳合理化のための大規模な貯乳施設及び大型ローリー車の整備等に要する経費を助成（広域的な再編統合の場合の貯乳設備等の整備に対する補助率は1/2以内）。

### (5) 再編整備推進対策

(1)～(4)の対策を具体的に推進するため、中央団体等が行う全国会議等の経費を助成。

## 3 事業実施主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、事業協同組合、民間団体等

## 4 所要額（補助率）

46億円（定額、1/2以内、1/3以内、1/4以内、1/5以内）

# 加工原料乳生産者経営安定対策事業

## 1 事業の目的

加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛却と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補てんし、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 経営安定対策の推進

事業の普及啓発、生産者積立金の徴収・管理、補てん金の交付等の業務を実施するに当たり必要な経費を助成する。

### (2) 経営安定対策基金の造成

加工原料乳価格が補てん基準価格（過去3年間の平均取引価格）を下回った場合に、加工原料乳の生産者に補てん金（価格低落の8割）を交付する。

## 3 事業実施主体

指定生乳生産者団体等

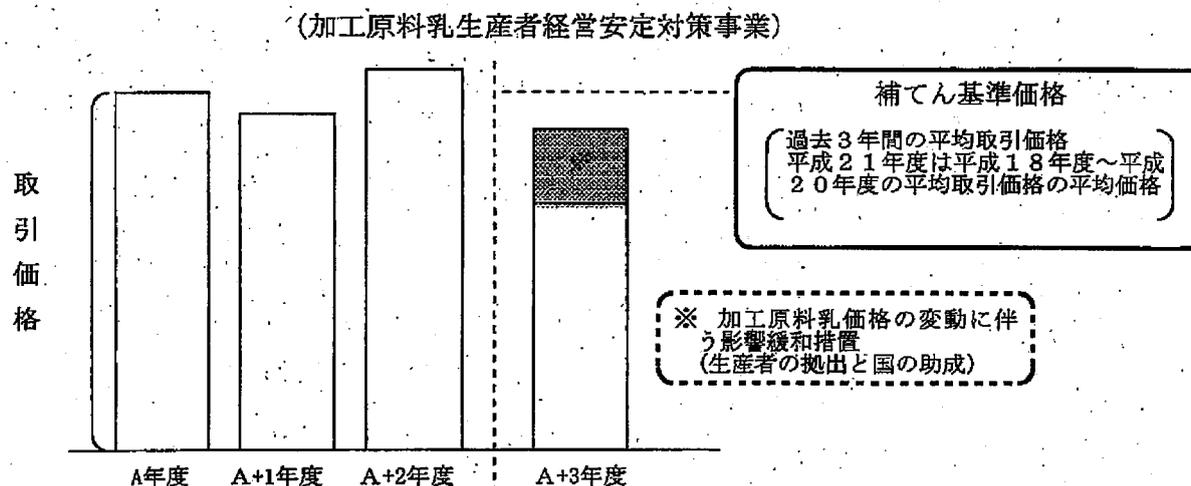
## 4 基金規模

60億円（定額、3/4以内、1/2以内）

### (参考)

加工原料乳生産者経営安定対策の具体的な仕組み

- ① 運用単位：全国一本
- ② 業務対象年間：3年
- ③ 補てん基準価格：全国の過去3年間の平均取引価格
- ④ 補てん割合：8割



# 肉用子牛資質向上緊急支援事業（拡充）

## 1 事業の目的

肉用牛繁殖経営においては、子牛価格の急激な低下により農家の経営意欲が低下しており、繁殖雌牛資源の減少が懸念される状況にあることを踏まえ、肉専用種繁殖経営の収益性の改善を図るため、優良な種雄牛の精液による人工授精又は優良な繁殖雌牛への更新による子牛の資質向上や意欲的な飼養管理の改善による繁殖性の向上に取り組む肉用子牛生産者に対して支援交付金を交付する。

## 2 事業の内容

地域で定める「肉用子牛資質向上促進計画」に基づき、肉用子牛生産者が交付対象牛を生産した黒毛和種繁殖雌牛について以下の取組を行うことを条件に、支援交付金を交付する。

- (1) 優良な種雄牛精液による人工授精
- (2) 繁殖雌牛の更新

### ○ 交付対象者

肉用子牛生産者補給金制度に加入する肉用子牛生産者

### ○ 交付対象牛

家畜市場における取引価格が発動基準（40万円又は都道府県の平均取引価格のいずれか低い額）を下回った肉用子牛

### ○ 支援交付金単価

#### ① 優良な種雄牛精液による人工授精

発動基準を下回った場合 1頭当たり10千円

発動基準を1万円以上2万円未満下回った場合 1頭当たり20千円

発動基準を2万円以上下回った場合 1頭当たり30千円

発動基準を3万円以上下回った場合 1頭当たり40千円

〔※ ただし、子牛販売時の母牛の年齢が12才未満の場合に限る（母牛の年齢が10才又は11才の場合にあつては低能力牛を除く。）〕

発動基準を4万円以上下回った場合 1頭当たり50千円

〔※ ただし、子牛販売時の母牛の年齢が12才未満であつて（母牛の年齢が10才又は11才の場合にあつては低能力牛を除く。）、繁殖性向上の取り組みを実施する場合に限る。〕

② 繁殖雌牛の更新

優良な繁殖雌牛への更新

1頭当たり50千円

地域の改良方針等に基づく高齢繁殖雌牛(12才以上)の更新

1頭当たり50千円

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額(補助率)

79億円(定額)

# 肉用牛肥育経営安定対策事業（拡充）

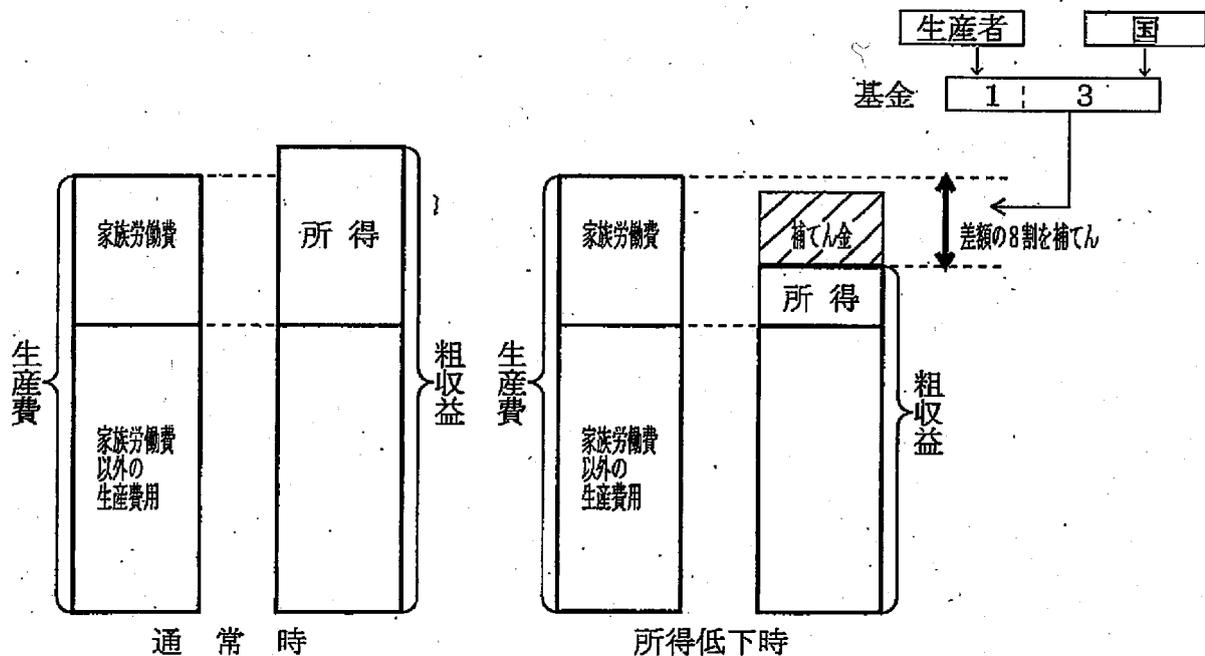
## 1 事業の目的

牛肉消費の減少に伴い枝肉価格が低迷していることから、1年以上の長い肥育期間を要する肉用牛肥育経営においては、21年度も物財費割れの状況が継続されると見込まれることから、本事業の実施に要する補てん財源を確保し、事業の円滑な実施により、肉用牛肥育経営の安定を図る。

## 2 事業の内容

都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が基準家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて四半期ごとに肥育牛生産者に補てん金を交付する。

- (1) 拠出割合 生産者：国＝1：3
- (2) 事業実施期間 平成19年度～平成21年度（3年間）
- (3) 発動基準 基準家族労働費（直近3カ年の平均家族労働費）
- (4) 補てん割合 基準家族労働費と四半期平均推定所得との差額分の8割
- (5) 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分  
（必要に応じて褐毛・短角の設定も可能）
- (6) 生産者積立金 都道府県ごとに金額を決定
- (7) 事業対象経営 認定農業者及び認定農業者に準ずる者として都道府県知事が認定した者



## 3 事業実施主体

(社) 中央畜産会、都道府県団体

## 4 所要額（補助率）

17,393百万円（定額、3/4以内）

# 肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

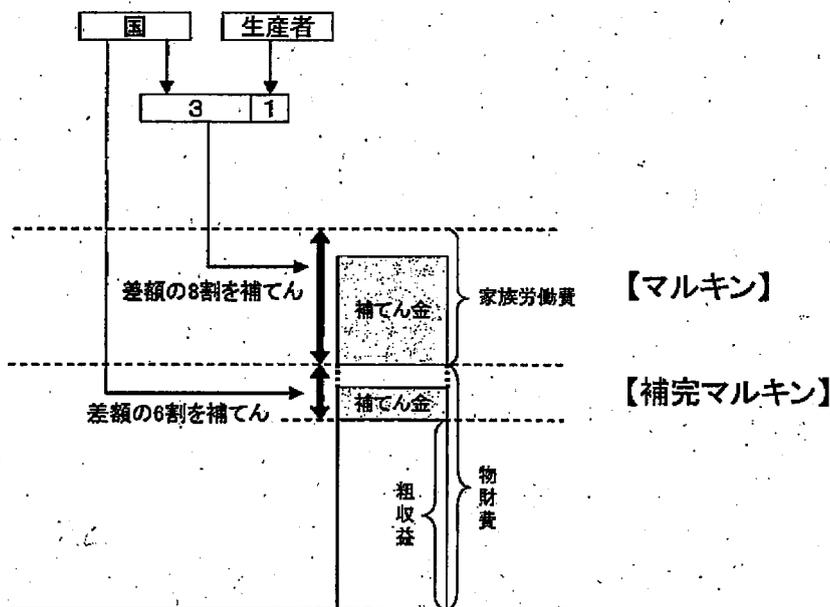
国内牛肉消費の減少に伴い枝肉価格が低迷していることから、1年以上の長い肥育期間を要する肉用牛肥育経営においては、21年度も物財費割れの状況が継続されると見込まれる。

このため、21年度も枝肉価格が低迷した場合に対応できるよう本事業の実施に要する補てん財源を確保し、事業の円滑な実施により、肉用牛肥育経営の安定を図る。

## 2 事業の内容

(1) 全国平均で品種区分毎の肥育牛1頭当たりの四半期推定所得がマイナス（粗収益が家族労働費を除く生産費を下回ること）となった場合、肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）の契約生産者であって、生産性向上に計画的に取り組む肥育牛生産者に対して、そのマイナス分の6割（補てん率80%×国の負担分3/4）について補てんを行う。

(2) (1)の事業の円滑な推進のため、生産性向上のための検討会の開催や指導等を行う。



## 3 事業実施主体

(社)中央畜産会、都道府県団体

## 4 所要額（補助率）

31,827百万円（定額）

# 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

肉用牛肥育経営については、導入時の素畜価格と飼料費が高水準の時期に肥育された牛が出荷されており、枝肉価格の低迷により、収益性の悪化が続いている。

このため、生産性の向上や飼料自給率の向上の取組を推進することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。また、生産者が環境対策の強化、新たな国産牛肉需要の創出及び早期出荷に取り組む場合に追加的な支援を行い、肉用牛の生産・流通・消費の振興を図る。

## 2 事業内容

### (1) 肥育牛経営緊急支援強化事業

肉用牛肥育経営安定対策（マルキン事業）に参加する生産者が、①の取組を行う場合にステップ奨励金を交付する。

また、この取組に加えて、②の取組を行う場合にアップ奨励金を交付する。これらの奨励金は、マルキン事業の発動に連動して、四半期ごとに交付する。

#### ① 基礎部分：ステップ奨励金 出荷牛1頭当たり10,000円（全品種共通）

下記の取組のうち、いずれか一つに取り組む。

- |   |                       |              |            |
|---|-----------------------|--------------|------------|
| { | ア 生産性を高める畜舎づくりに資する取組  | }            |            |
|   | ・ 換気の改善・防暑又は給餌の改善     |              | ・ 新しい敷料の導入 |
|   | ・ 害虫等の侵入防止又は人・車・資材の消毒 |              |            |
|   | イ 飼料自給率の向上に資する取組      |              |            |
|   | ・ エコフィード、農場副産物の活用     | ・ 自給飼料の生産・利用 |            |

#### ② 加算部分：アップ奨励金 出荷牛1頭当たり7,000円（全品種共通）

①の取組に加え、下記の取組のうち、いずれか一つに取り組む。

- |   |                    |   |              |
|---|--------------------|---|--------------|
| { | ・ 水質検査の実施          | } |              |
|   | ・ 臭気検査の実施又は消臭剤の使用  |   | ・ 害虫駆除機器の導入  |
|   | ・ 新規国産牛肉（子牛肉）の需要創出 |   | ・ たい肥成分分析の実施 |
|   |                    |   | ・ 早期出荷の実施    |

※ 加算分の交付に当たっては、自主的な牛肉の販売促進を行うため、生産者は拋出するよう努めるものとする。

### (2) 肥育牛経営強化推進指導事業

(1)の事業の円滑な推進のための会議の開催、支援及び指導等を行う。

### (3) 高品質乳用種等素牛生産推進事業

高品質な乳用種等素牛を生産するため、地域ぐるみで生産方式のあり方の検討等を行う。

## 3 事業実施主体

民間団体、都道府県団体

## 4 所用額

128億円（定額）

# 肉用牛生産性向上緊急対策事業

## 1 事業の目的

肉用牛経営において、飼料価格高騰に対処するためには、繁殖性の向上や事故率の低減等を通じた生産性の向上を強力に推進する必要がある。

このため、各地域において、肉用牛生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、肉用牛経営の体質強化を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 肉用牛生産性向上推進対策

肉用牛生産性向上目標設定のための検討会や技術普及のための研修会の開催、現地指導等の実施

### (2) 肉用牛生産性向上対策

地域における肉用牛生産性向上目標の達成に必要な器具機材の整備等を支援

#### ① 雌牛繁殖性向上対策

分娩間隔短縮や受胎率向上等繁殖性の向上を図るため、種付け及び分娩の繁殖情報等の収集分析、発情発見器や発情同期剤等の導入

#### ② 肉用牛事故率低下対策

肉用牛の事故率低下による生産性の向上を図るため、分娩監視装置、冷却用細霧装置、簡易牛舎、衛生資材等の導入

## 3 事業実施主体

(社)全国肉用牛振興基金協会

## 4 所要額（補助率）

9億円（定額、1／2以内）

# 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

肉用牛の生産基盤は、小規模・高齢者層等の離脱により、その脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっている。

このため、地域の計画に基づいて肉用繁殖雌牛を維持・増頭しながら肉用牛繁殖基盤の質的向上や担い手の確保に資する対策を中心に取組み、新規参入円滑化対策、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興対策と併せて実施することにより肉用牛生産基盤の安定的な強化を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 新規参入円滑化等対策

繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者等に貸し付けを行う場合に支援を行う。

### (2) 肉用牛改良増殖強化対策

優良種雄牛の作出及び広域利用のため、優良な育種資源の確保・利用、集中的な後代検定等を行う。

### (3) 肉用牛繁殖雌牛能力評価等対策

繁殖雌牛等の能力評価の推進のため、枝肉情報の収集、分析、提供等を行うとともに、候補種雄牛生産のための優良雌牛の確保、後代検定推進のための普及啓発及び広域的な種雄牛評価の推進等を行う。

### (4) 肉用牛繁殖基盤強化対策

肉用牛繁殖基盤の強化を図るため、生産者集団等が計画を策定し、この目標の達成に向けた取組について総合的に支援を行う。

#### ①繁殖雌牛導入促進

#### ④繁殖基盤の整備（器具機材等の導入）

#### ②酪農経営活用肉用牛増頭

#### ⑤肉用牛ヘルパー推進

#### ③円滑な雌牛継承の推進

#### ⑥経営内一貫生産方式の導入

### (5) 地域の特色ある肉用牛振興対策

地域の特色ある肉用牛振興を図るための取組等の支援を実施。

### (6) 地域内肉用子牛導入促進対策（拡充）

地域内で肉用牛の能力改善を加速するため、若い繁殖雌牛の的確な選抜とう汰、新たに選抜された種雄牛の有効利用を推進する。

### (7) 肉用牛振興推進指導

上記事業（(1)及び(2)を除く。）の推進に必要な推進会議の開催、計画の策定、連絡調整、調査、指導、研修、技術指導等を行うとともに、高齢化が進展している地域における肉用牛繁殖経営の支援組織及び円滑な経営継承事例実態調査を行う。

また、直接交付方式に伴い各県団体の事業実施状況の把握、事業効果の評価等を行う。

## 3 事業実施主体

(社)中央畜産会、(社)家畜改良事業団、(社)全国肉用牛振興基金協会、農協等

## 4 所要額（補助率）

50億円（定額、1/2以内等）

# 子牛生産拡大奨励事業

## 1 事業の目的

子牛価格低落時に、繁殖雌牛頭数の拡大・維持者に対して奨励金を交付することにより、肉専用種繁殖経営における子牛生産拡大意欲の向上を図り、もって我が国肉用牛資源の拡大に資する。

## 2 事業の内容

子牛価格が下記の発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖雌牛頭数の増頭者及び維持者に対し、販売又は自家保留された子牛1頭当たり下記の奨励金を交付する。

品 種	発 動 基 準	単価（子牛1頭当たり）	
		増頭者 (拡大奨励金)	維持者 (生産奨励金)
黒毛和種	3.5万円を下回った場合	10千円	7千円
	3.4万円を下回った場合	20千円	15千円
	3.3万円を下回った場合	30千円	22千円
	3.2万円を下回った場合	40千円	30千円
褐毛和種	3.2万円を下回った場合	25千円	—
	2.9万円を下回った場合	〃	16千円
その他の 肉専用種	2.3万円を下回った場合	19千円	—
	21.1万円を下回った場合	〃	12千円

注：子牛価格は、肉用子牛生産者補給金制度において定められる指定市場の平均売買価格（四半期ごと）とする。

## 3 事業実施主体

(社) 全国肉用牛振興基金協会

## 4 所要額（補助率）

70億円（定額）

# 肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

近年の配合飼料価格の高騰等により収益性が低下していることから、平成20～21年度の間、飼料費等の上昇に伴う生産コストの増加に見合う水準まで地域保証価格を引き上げ、補てんに必要な基金の原資の一部を追加支援しているところである。

このため、引き続き、生産コストの増加に応じた地域保証価格を設定し、補てんに必要な基金の原資の一部を支援することにより、養豚経営のセーフティネットを維持し、豚肉の安定的供給と養豚経営の安定的発展を図るものとする。

注：地域保証価格とは、豚肉の市場価格が地域保証価格を下回ったときに、生産者積立金により補てん金の交付が行われる価格

## 2 事業の内容

### (1) 肉豚価格差補てん緊急支援事業

道府県単位で生産者等自らが自主的に実施している肉豚価格差補てん事業について、各道府県団体が生産コストに見合う水準に地域保証価格を設定する場合に要する生産者積立金の原資の一部を地域肉豚生産安定基金から供給する。

### (2) 肉豚価格差補てん緊急支援推進事業

(1)の事業の円滑な推進を図るための推進会議の開催、連絡調整、指導等を行う。

## 3 事業実施主体

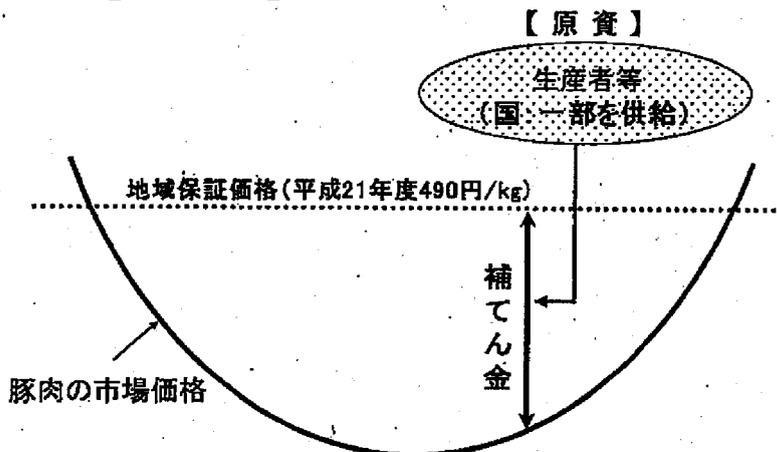
都道府県域を範囲とする民法法人、(社)日本養豚協会

## 4 所要額（補助率）

43億円（定額）

うち追加分 12億円

### 【仕組み図】



# 地域養豚振興特別対策事業（組替）

## 1 事業の目的

養豚経営において、飼料価格高騰やWTO等の国際化の進展に対処するためには、国内有用資源の活用を図りつつ、事故率の低減や繁殖性の向上等を通じた生産性の向上を図っていくことが重要な課題となっている。

このため、養豚集団が取り組む生産方式の高度化、種豚の能力向上、地域が一体となって生産性向上を図るための対策や養豚経営に起因する苦情発生を抑制するための取組等の多種多様な活動に対する支援を行い、国際競争力を備えた養豚生産基盤の確立を図る。

## 2 事業内容

### (1) 地域養豚振興促進

未利用資源の活用、新たな飼養管理方法の実証、改良体制の再編・拡充や銘柄豚の確立等に向けた以下の取組を支援する。

#### ① 未利用資源活用推進（新規）

養豚集団における未利用資源の有効活用体制の整備等

#### ② 新生産飼養方式実証推進（新規）

飼養管理手法の高度化や共同採精施設の整備等、先進的な飼養方法の実証

#### ③ 豚改良体制再編整備推進

能力検定の推進、多様な特性を有する育種資源（純粋種）の確保、不良遺伝形質の排除等による肉質改善の推進等

#### ④ 地域銘柄化確立推進

高付加価値化を図るための銘柄豚の生産体制の確立

### (2) 養豚生産性向上促進

地域における生産性向上目標や衛生プログラムの達成等に向けた以下の取組を支援する。

#### ① 事故率低減対策

地域防疫対策の確立、病原体の侵入・まん延防止（オールインオールアウト方式の導入等）の徹底等

#### ② 繁殖性向上対策

豚人工授精の普及、早期妊娠診断の実施等

#### ③ 労働生産性等の向上対策

飼料給与方式の改善、飼養管理の省力化等

### (3) 養豚経営環境問題クリア支援強化（新規）

養豚経営に起因する水質汚濁や悪臭等に係る苦情を軽減するための以下の取組を支援する。

#### ① 水質汚濁対策

水質検査の実施

#### ② 悪臭軽減対策

臭気検査の実施、臭気低減資材の利用、たい肥成分分析の実施等による悪臭軽減の実施

### (4) 養豚振興推進指導

(1)、(2)及び(3)の事業の円滑な推進に必要な計画の策定や地域における課題の検討、調査、指導等を行う。

## 3 事業実施主体

(社)日本養豚協会、農協等

## 4 所要額（補助率）

2.2億円（定額、1/2以内）

# 食肉等流通合理化総合対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

食肉等の消費・流通構造の変化に伴い、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した流通システムの効率化等が求められている。

このため、生産と流通、加工が一体となった産地形成を図るため、産地食肉センター、食鳥処理施設及び家畜市場における機能向上のための整備を行うほか、豚副産物の分別等BSE関連規制に対応した施設整備、牛せき柱の適正管理の推進、食肉処理・加工の効率化のための技術開発等を総合的に実施することにより、流通コストの低減を図るとともに、安全・安心な食肉等の流通体制の確立に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 食肉等の流通施設整備等(拡充)

#### ① 食肉流通施設整備等

産地食肉センター、大規模物流施設等における衛生対策強化、急速冷凍等による高付加価値化、省エネ化及びCO<sub>2</sub>排出削減等総合的な食肉流通施設の整備、食肉の輸出に対応した急速冷凍による高付加価値化等を行うために必要な施設整備等

#### ② 鶏肉流通施設整備等

食鳥処理施設の整備、成鶏肉の衛生管理向上及び安定集出荷体制の整備等

#### ③ 家畜流通施設整備等

家畜市場の機能高度化に必要な施設整備、家畜の取引・流通実態に即したトレサ制度の活用や家畜流通のあり方等の検討、集出荷計画の策定等

### (2) BSE対応新食肉流通体制整備(拡充)

産地食肉センターにおける豚原料の分別、SRM(特定危険部位)の焼却等に係る施設の整備、レンダリング施設における豚・鶏原料の分別処理に係る施設の整備等

### (3) 牛せき柱適正管理等推進(拡充)

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付

### (4) 食肉処理効率化技術開発推進

効率的な部分肉処理等に係る技術開発

### (5) 食肉取引円滑化推進(拡充)

食肉の肉質評価技術の普及、豚肉の格付規格見直しに向けた調査の実施等

### (6) 畜産副産物需給安定推進(組替)

製造技術向上等のセミナー開催、未利用資源の発生状況の調査・分析、基盤強化のための検討会等の実施、残存獣毛除去等処理技術の実証・展示等

## 3 事業実施主体

農協、農協連、中央団体、中小企業等協同組合等

## 4 所要額(補助率)

31億円(定額、1/2以内、1/3以内)

# 国産食肉需要構造改善対策事業(拡充)

## 1 事業の目的

食料自給率の向上を図る上で、食肉については国産品のシェア拡大、牛肉の需要増進を図ることが課題となっている。しかし、栄養、機能面や安全性の誤解等から、牛肉の需要は低下し、逆に豚肉、鶏肉の消費水準が高まっている状況である。このため、国産牛肉の地域ブランド化を推進し、生産・需要基盤の強化を図るとともに、特に需要及び価格が低迷している国産牛肉に重点をおき、消費者等の食肉に関する誤解の払拭と一層の理解醸成を図るほか、産地と小売・外食部門との連携強化と販売ルートの新規開拓・拡大等を通じ、輸入品に置き換え、国産食肉の需要割合の拡大を推進する。

## 2 事業の内容

### (1) 国産牛肉の地域ブランド化等の推進

国産牛肉の地域ブランド化を推進するため、地域の販売戦略の策定、販売戦略に基づく販売促進活動の実施、飼養管理技術検討会の開催、飼養管理技術向上のための機器の整備等を行う。

### (2) 国産食肉への理解醸成の推進

食肉の機能・栄養面や安全性に関する消費者等の誤解、不安を払拭しつつ、食肉に対する基本的な理解を深め、牛、豚、鶏肉の需要構造の改善を図るため、食肉に関する相談・情報提供体制の構築、有識者委員からなる食肉学術フォーラムの開催、食肉に関する機能成分等の調査研究・実証試験、シンポジウムや産地交流会、意見交換会などの開催、小売店頭での知識普及と併せた試食会の開催等を通じた理解醸成等を行う。

### (3) 国産食肉の需要・販路拡大の推進

国産食肉のシェアの拡大を図るため、国産食肉の利用技術の向上及び普及、地域の産品と国産食肉等を使用した特色ある食肉加工品の開発、食肉の海外における需要・販路拡大、学校給食における国産食肉の利用拡大等を行う。

### (4) 生産者団体による国産牛肉の販売強化の推進(新規)

生産者団体による国産牛肉の販売強化を図るため、食肉の需給情報の収集・共有のための協議会の開催、生産者団体による直接販売や外食事業者等との連携の強化を通じた国産牛肉の販売ルートの拡大、産地処理した部分肉の産地表示販売、産地食品製造業等のニーズに対応した新商品の開発等を行う。

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 所要額(補助率)

18億円(定額、1/2以内)

# 家畜個体識別システム定着化事業

## 1 事業の目的

平成13年度から、個体識別情報を一元的に全国データベースで管理する「家畜個体識別システム」を構築し、個体識別情報の入力・整理等を図るとともに、インターネットによる消費者への個体識別情報の提供、新生子牛等へ装着する同一規格の耳標の作成・配付等を実施し、国産牛肉の信頼の回復に努めてきたところである。

平成16年12月から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が完全施行され、牛の生産段階から牛肉の流通・消費段階における個体識別番号の伝達・利用が行われている。将来にわたり、国産牛肉の安全性の確保と消費者からの信頼を確保していくためには、個体識別番号等の情報を確実に管理・伝達することが基本であり、本システムの確実かつ的確な運用に向けた取組を推進することが必要である。

このため、本事業により、家畜個体識別システムの確実かつ円滑な運用を確保し、法に基づく牛肉トレーサビリティ制度の的確な実施に資するものとする。

## 2 事業内容

- (1) 子牛等へ装着する耳標の作成・配付、配付方法等の検討、個体識別情報の入力・管理等を行う。
- (2) 生産者等が出生・異動等の届出を円滑に実施することを支援するシステムの構築・改善並びに個体情報の集計・分析、提供・管理するシステムを改善・構築する。
- (3) 家畜個体識別システムの今後の運営に関する検討会等の開催、現地での有効活用等に関する優良事例の調査及び情報収集等を行う。

## 3 事業実施主体

(社) 家畜改良事業団

## 4 所要額 (補助率)

5億円 (定額)

# 家畜流通安定緊急対策事業

## 1 事業の目的

近年、肉用牛生産基盤の弱体化等により、肉専用種の子牛価格が高値で推移するなど、肥育農家の肥育素牛確保に悪影響を及ぼしている。

このため、これまで肥育向けに利用されてきた雌子牛について、繁殖技術を有する農家において子牛生産向けへの活用を支援し、わが国の肉用牛生産基盤の強化や肥育素牛の安定確保を図るとともに、家畜市場における肉用子牛の流通を活性化させることにより肉用子牛価格の安定化を図り、国産肉牛の安定供給に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 家畜流通安定対策

家畜商が組織する家畜商組合等（以下「組合等」という。）が肉用子牛の集出荷計画を策定し、この計画に基づき、家畜市場等を通じて以下の事業を行う場合、奨励金を交付する。

#### ① 肉用子牛繁殖基盤強化対策

組合等が、肉用子牛を計画的に導入し、そのうち繁殖用に仕向けることが可能な雌子牛を繁殖に取り組む意欲のある農家に預託した場合

#### ② 肉用子牛流通安定化対策

組合等が、家畜市場等を通じて肉用子牛を計画的に導入し、肥育用として農家に預託した場合

### (2) 家畜流通安定推進

推進会議の開催、技術指導等を行う。

## 3 事業実施主体

(社) 日本家畜商協会

## 4 所要額（補助率）

5億円（定額）

# 食肉流通改善総合対策事業

## 1 事業の目的

近年、牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザの発生など食肉流通をめぐる情勢が極めて厳しい中で、消費者に安全・安心な食肉を安定的に供給していくことが大きな課題となっている。

このため、食肉流通の各段階において、食肉関係事業者の事業の適正化、業務の効率化、経営の安定・高度化等のための措置を講ずることにより、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 食肉卸売市場経営の改善

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、市場経営の改善に向けて必要な調査・検討、衛生管理の高度化等のためのモデル的取組への支援及び資金を供給する融資機関に対する利子補給を行うとともに、生産情報の円滑な収集・伝達システムの開発、普及等を行う。

### (2) 食肉卸売経営の体質強化

食肉卸売経営の体質強化による国産食肉の安定供給を図るため、食肉流通関連制度の遵守に関する協議会の開催、経営改善を図るための資金を供給する融資機関に対する利子補給、産地情報の伝達機能の強化、高度な加工処理や新たなスペックの技術開発等を行う。

### (3) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度の遵守に関する協議会の開催、経営改善を図るための資金を供給する融資機関に対する利子補給、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

## 3 事業実施主体

2の(1)：(社)日本食肉市場卸売協会

2の(2)：食肉卸売事業協同組合

2の(3)：全国食肉事業協同組合連合会

## 4 所要額（補助率）

1.5億円（定額、1/2以内）

# 国産飼料資源活用促進総合対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

我が国の畜産経営は、飼料原料の多くを輸入に依存しており、輸入とうもろこし価格等の外部要因に大きな影響を受けるなど、国産飼料に立脚した畜産の確立が緊要となっている。

このため、草地改良による高位生産草地等への転換促進、レンタカウを活用した放牧の導入促進、専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大等を図るとともに、生産拡大により不足する労働力を補完するため、コントラクター（飼料生産の作業代行を受託する組織）の育成・拡大、飼料用米や未活用資源の飼料利用の拡大・定着により、自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大を図る。また、家畜の飼養技術の向上によるさらなる生産性の向上等を図り、国産飼料に立脚した畜産の生産構造の確立を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

#### ア 高位生産草地等への転換促進

地域に適合したイネ科及びマメ科永年牧草の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換を促進する。

#### イ 粗飼料の効率的利用推進

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧条件整備とともに放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

#### ウ 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、飼料用稲専用品種の種子について都道府県段階における種子生産を補完するための全国団体による供給体制を整備する。

### (2) 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業

飼料生産を担う受託組織の育成・発展を新たに推進するため、受託する作業面積に応じた助成を行う。

### (3) 飼料用米導入定着化緊急対策事業

飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開するとともに、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討を行う。

### (4) 未活用資源飼料化促進事業

#### ア 地域エコフィード利用体制確立支援

新たにエコフィードの生産・利用に取り組もうとする地域における専門技術者の確保・育成等の取組に対する支援を行う。

#### イ 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくずやDDGS等新たな飼料原料について、実証試験等による利用方法の検討を行う。

(5) 畜産生産性向上促進総合対策事業

家畜の飼養技術の向上による更なる生産性の向上を図るため、相談窓口の設置や地域相談員による活動により飼養技術情報の集約、普及・指導を行う。

3 事業実施主体

(社)日本草地畜産種子協会、(社)中央畜産会、(社)配合飼料供給安定機構、全国連

4 所要額 (補助率)

38億円 (定額、1/2以内、1/3以内)

# 国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 粗飼料自給率向上総合対策事業(拡充)

## 1 事業の目的

配合飼料の主な原料であるとうもろこしなど、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営が、持続可能な畜産を推進するためには国産飼料の活用が重要となっている。

このため、草地改良による高位生産草地等への転換促進、レンタカウを活用した放牧の導入促進、専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大等を図り、飼料資源をめぐる新たな国際環境に対応できる畜産の生産構造の確立を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 高位生産草地等への転換促進

地域に適合したイネ科及びマメ科永年牧草の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換を促進する。

このため、草地改良のための作付作業費、土壌改良に要する経費、種子代等の施工費の1/3以内を助成する(上限10千円/10a)。

### (2) 粗飼料の効率的利用推進

効率的な飼料利用を図る目的から、放牧の推進のため、放牧集団の共同作業の推進やレンタカウ制度の構築等を図る。

### (3) 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、飼料用稲専用品種の種子について都道府県段階における種子生産を補完するための全国団体による供給体制を整備する。

## 3 事業実施主体

(社)日本草地畜産種子協会

## 4 所要額(補助率)

15億円(定額、1/2以内、1/3以内)

# 国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業

## 1 事業の目的

国産飼料の増産により、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現させることは、配合飼料価格の高騰の影響を軽減させ、我が国畜産の持続的な発展を目指す上から重要である。

一方、酪農家等においては、飼養頭数の増加等に伴い、労働力が不足している状況にあり、国産飼料生産の担い手を確保する観点から、飼料生産受託組織（コントラクター）等の生産組織を育成することが必要となっている。

このため、国産飼料の担い手となる飼料生産受託組織の育成・拡大に対する支援を行うことにより畜産経営の安定を図る。

## 2 事業内容

### (1) コントラクター業務平準化促進

コントラクターの育成・定着を図るため、新たに作業受託を開始するコントラクターに対して、当該作業の受託面積に応じた助成を行う。

### (2) 長大作物生産の緊急推進

青刈とうもろこし等長大作物の緊急的生産拡大についての飼料生産の受託を緊急に推進するため、長大作物の作業受託面積を3年間拡大するコントラクターに対し、単年度に限り、長大作物の作付作業及び収穫作業について緊急支援を行う。

## 3 事業実施主体

全国連

## 4 所要額（補助率）

10億円（定額）

# 国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料用米導入定着化緊急対策事業

## 1 事業の目的

飼料用米については、輸入とうもろこし価格が今後とも高騰する可能性がある中で、国内で生産される飼料用の作物として期待されており、また、我が国の水田機能を維持・活用する上でも重要である。

しかしながら、実際に飼料用米が生産されても、国内で飼料用米の利活用が本格的に行われたことがないことから、畜産側において、飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図るとともに、米の飼料活用を可能とする環境・体制を整備することが課題となっている。

このため、飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開し、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討を行う。

## 2 事業内容

- (1) 飼料用米の利用拡大を図るための検討会を開催する。
- (2) 飼料用米の利活用に関する実態調査等を実施する。
- (3) 飼料用米の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対し助成を行う。

### 【実証内容】

- ① 飼料用米の給与による家畜・畜産物への影響調査
- ② 飼料用米を利用した畜産物の成分分析
- ③ 飼料用米を利用した畜産物のPR活動

## 3 事業実施主体

(社) 日本草地畜産種子協会

## 4 所要額 (補助率)

7億円 (定額)

# 国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 未活用資源飼料化促進事業

## 1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等により配合飼料価格は上昇しており、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれている。

このため、食品残さ等の未活用資源の飼料利用を一層促進することが必要であり、取組の中核となる専門技術者の確保等について支援することで、未活用資源の利用を推進し、飼料コストの低減を図る。

## 2 事業内容

### (1) 地域エコフィード利用体制確立支援

地域での未利用資源の飼料利用を進めるため、関係者による連携、地域情報の分析等を行うとともに、食品残さの飼料化を事業化しようとする地域的取り組みを確実に成功に導くため、専門技術・知識の習得を図る地域研修会の開催及び事業化に必要な検討・助言を担う専門技術者を地域に設置する。

### (2) 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくず等の低利用資源やDDGS等新たな飼料原料の掘り起こしとともに、実証試験等による利用方法の検討、活用のための技術マニュアルの作成を行い、未活用・低利用資源の飼料化を推進する。

## 3 事業実施主体

(社) 中央畜産会、(社) 配合飼料供給安定機構

## 4 所要額 (補助率)

4億円 (定額)

# 国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 畜産生産性向上促進総合対策事業

## 1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応し、畜産の生産現場においては、飼養管理のあり方を点検・検証し、最大限に効率的な生産を自指すことが重要である。

このため、相談窓口の設置や地域相談員による活動、先行事例の調査・分析等、配合飼料価格の上昇に対応した飼養管理技術等の情報提供、相談・助言を行い、家畜の生産性を向上させる取組の強化を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 普及推進検討会の開催

全国及びブロック段階において、飼養技術の普及等による家畜の生産性向上を推進するため、関係者から構成される普及推進検討会を開催する。

### (2) 地域勉強会の開催

地域段階において、生産者等を対象とした飼養管理技術等に関する勉強会を開催する。

### (3) 相談窓口の設置、地域における畜産農家の助言・指導

#### ① 相談窓口の設置

畜産農家等からの相談に迅速かつ的確に対応するため、地域に相談員を配置し、畜産農家に対して、当該相談員が助言や指導、他関係機関・団体との連絡・調整を行う。

#### ② 地域における畜産農家の助言・指導

相談員が畜産農家を個別訪問し、個々の状況を点検・分析し、生産性向上に係る助言・指導を行う。

### (4) 先行事例調査・分析

既に地域で取り組んでいる事例について、技術の詳細、経営への効果等について調査・分析を行い、その結果を他の畜産農家に普及する。

### (5) 技術普及用パンフレット等の作成・配布

家畜の生産性向上のための飼養技術等に関するパンフレット等を作成・配布する。

## 3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

## 4 所要額 (補助率)

2億円 (定額)

# 畜産経営生産性向上支援リース事業

## 1 事業の目的

生産性の向上を図ろうとする畜産経営等に対し、個々の経営の創意工夫や主体的な判断を尊重しつつ、経営改善への取組を支援するという観点から、必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の生産性向上対策を支援する。

## 2 事業の内容

畜産経営の生産性向上を図るために必要な機械等を畜産農家等がリース方式により導入する際に、リース料のうち、当該機械等の購入費分の1/3を助成する。

### <貸付対象機械>

畜産経営の生産性向上に資する機械等として以下に掲げるもの

- ① 生産効率向上に資する機械等（通風装置、飼料攪拌機、細霧装置 等）
- ② 労働力軽減に資する機械等（自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置 等）
- ③ 飼料費低減等に資する機械等（飼料収穫機、飼料梱包機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置 等）

## 3 事業実施主体

（財）畜産環境整備機構

## 4 所要額（補助率）

6.4億円（定額）

# 家畜排せつ物利活用推進事業

## 1 事業の目的

たい肥の利用促進を図るために必要なたい肥調製・保管施設の整備の推進や家畜排せつ物の高度利用等を促進するためのモデル地区の整備及び普及のほか、地域における畜産環境対策等への指導体制の強化、指導者の育成等を実施し、家畜排せつ物の利活用の推進といった畜産環境対策をめぐる新たな課題に適切に対応する。

## 2 事業の内容

### (1) たい肥調製・保管施設整備事業

たい肥の利用促進を図るため、畜産農家等がたい肥の調製・保管に必要な機械施設をリース方式により導入する際に、リース料のうち、当該機械施設の購入費分の1/2を助成する。

### (2) 家畜排せつ物利用促進モデル等確立普及事業

家畜排せつ物の高度利用等の促進を図るため、高度利用等の普及の礎となるような実証地区を整備するとともに、家畜排せつ物の利用促進に関する優良事例を取りまとめ、全国的なシンポジウム等を通じてその普及を促進する。

### (3) 畜産環境保全指導事業

各地域における家畜排せつ物処理施設の適切な運転・管理技術の普及、高品質なたい肥生産と適正な利用への指導体制の強化等を行うとともに、新技術や耕畜連携などの普及・推進に資する人材育成のための研修等を実施する。

## 3 事業実施主体

(財) 畜産環境整備機構

## 4 所要額（補助率）

30億円（定額、1/2以内）

# 肉骨粉適正処分対策事業（新規）

## 1 事業の目的

本来、肉骨粉は飼肥料等用原料として有用なものであるが、BSEの発生に伴い、牛への誤用を防止する観点から、飼肥料等用原料としての利用を一時停止しているところである。その後、豚・鶏由来肉骨粉については、その安全性が確認されたため、飼肥料等用原料への利用が解除されてきている。こうした中、円滑な畜産副産物の処理の継続を図るため、肉骨粉の適正処分を推進し、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図るとともに、利用可能となった豚由来肉骨粉等の有効利用の促進を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 計画推進

肉骨粉の適正処分の推進、利用可能な豚由来肉骨粉等の有効利用の促進のための協議会の開催や指導等

### (2) 肉骨粉等の隔離・焼却

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 所要額（補助率）

73億円（定額、10/10以内）

# BSE発生農家経営再建支援等事業

## 1 事業の目的

BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに、BSE発生地域及びBSE患者等が確認された食肉センター等への影響を緩和し、もって我が国畜産の安定に資する。

## 2 事業の内容

- (1) BSE患者等を飼養していた農家への支援
- (2) BSE患者等が飼養されていた地域における地域的な影響を緩和するための取組に対する支援
- (3) BSE患者等を確認した食肉センター等への支援

## 3 事業実施主体

(社) 中央酪農会議等

## 4 所要額 (補助率)

1億円 (定額、3/4以内、1/2以内)

# 家畜飼料特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応して、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通を行うことにより、畜産の安定的発展を図る。

## 2 事業の内容

配合飼料価格（補てん金を除く農家実質負担価格）が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準（指標として単位当たり配合飼料価格の水準を設定）となった場合、限度額の範囲内において畜産経営に対する飼料購入資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行う。

- ① 資金の用途 飼料費
- ② 貸付利率 1.25%（平成21年2月19日現在）
- ③ 償還期限 10年（うち据置期間 3年）以内
- ④ 貸付限度額
  - 肥育牛 : 100千円/頭
  - 乳用牛 : 50千円/頭
  - 繁殖雌牛 : 12千円/頭
  - 豚 : 9千円/頭
  - 鶏 : 45千円/100羽
- ⑤ 利子補給率 農業近代化資金の基準金利と貸付利率との差
- ⑥ 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

3 事業実施主体 (社) 中央畜産会

4 融資枠 680億円

# 大家畜特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

## 2 事業の内容

(1) 酪農及び肉用牛経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

### ① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える(ローリング方式)資金の融通等

### ② 経営継承資金

後継者が親等から大家畜経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

### ③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

### ④ 貸付対象者

#### ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

#### イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

### ⑤ 償還期間等 (平成21年2月19日現在)

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間	15年以内	25年以内	25年以内	25年以内
うち据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貸付利率	1.60%以内	1.60%以内	1.60%以内	1.60%以内
利子補給率	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内

(2) 飼料費高騰に対する対策 (21年度継続)

・既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

必要額 30,828千円 (47,087千円)

3 事業実施主体 (社) 中央畜産会

4 融資枠 400億円

# 養豚特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

負債の償還が困難な養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

## 2 事業の内容

(1) 養豚経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。

### ① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える(ローリング方式)資金の融通等

### ② 経営継承資金

後継者が親等から養豚経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借り換える資金の融通

### ③ 保証基盤の拡充

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤の拡充

### ④ 貸付対象者

#### ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

#### イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

### ⑤ 償還期間等(平成21年2月19日現在)

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間	7年以内	15年以内	15年以内	15年以内
うち据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貸付利率	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内	1.70%以内
利子補給率	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内	1.01%以内

(2) 飼料費高騰に対する対策(21年度継続)

・既存資金の条件緩和

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成  
必要額 107千円(344千円)

3 事業実施主体 (社) 中央畜産会

4 融資枠 50億円

# 家畜生産新技術有効活用総合対策事業

## 1 事業の目的

「家畜改良増殖目標」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を達成するためには、諸外国から輸入される畜産物との品質面での優位差の拡大による競争力強化及び我が国の高品質な畜産物の輸出に向けた生産体制の整備が不可欠である。

このため、雌雄判別技術を活用した合理的な生産体制の構築等により、肉質等に優れた和牛の生産基盤の強化及びこれらを通じた高品質畜産物の生産量の拡大を図るとともに、近年、新たな国際基準として確立されつつあるアニマルウェルフェアへの的確な対応が、我が国の国際競争力の維持拡大に不可欠な状況となっていることから、科学的根拠に基づく検証等に支援を行い、もって我が国の畜産業の安定的発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 雌雄判別受精卵等効率活用の推進

子牛登記が可能な和牛の体外受精卵等の供給体制の強化及び生産性向上に必要な関連技術の開発、体外受精卵移植等技術の向上等に必要な実践技術マニュアルの作成及びこれら技術情報の研修会等を開催。

### (2) 新たな家畜飼養管理国際基準等対応の推進

国際基準が検討されているアニマルウェルフェアについての的確に対応するため、我が国の家畜飼養の特徴及び経済性を踏まえた科学的根拠に基づく日本独自の飼養管理指針等について、生産現場での検証を行いつつ検討する。

## 3 事業実施主体

2の(1)：(社)家畜改良事業団

2の(2)：(社)畜産技術協会、(社)中央畜産会

## 4 所要額(補助率)

1億円(定額)

# 家畜防疫互助基金造成等支援事業

## 1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、我が国に発生がなく伝播力が極めて強い口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザについては、周辺国において継続的に発生している。万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行う。

農場における発生予防措置の徹底等を反映して、生産者積立金を低減するとともに、企業経営が進展している豚及び鶏については、地域の雇用を担っていることを踏まえ、雇用の維持に配慮した経営再開支援の仕組みを新設し、さらに、今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、対象家畜にうずらを追加することにより、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を図る。

## 2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

## 3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

## 4 所要額 (補助率)

11億円 (定額、1/2以内)

# 国産鶏肉生産体制等強化対策事業

## 1 事業の目的

近年のWTO体制下での貿易自由化の進展及びEPA・FTA締結国の増加、配合飼料価格の高騰等を踏まえ、国産鶏肉については、需要に的確に対応した供給とともに、安全で消費者や実需者から信頼を確保するため、生産・処理・流通が一体となった品質管理の体制構築が必要となっている。

このため、生産・処理・流通の各段階における国産鶏肉の競争力強化を図るための対策を講じることとし、食鳥産業の健全な発展に資するものとする。

## 2 事業の内容

### (1) 国産鶏肉品質向上推進

食鳥処理場におけるHACCP方式による衛生管理手法の導入とともに、流通段階を含めた総合的な鶏肉の品質管理体制の構築に向けた取組を推進する。

### (2) 鶏肉流通円滑化・適正表示推進

鶏肉の流通・販売の実態調査及び鶏肉流通の円滑化に関する検討、適正表示の徹底のための研修会の開催、鶏肉の需要・価格動向等の調査・分析及び関係者への情報提供、低需要部位の需要拡大のための調査、緊急時における食鳥の集出荷・処理の円滑化を図るための取組等を行う。

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 所要額（補助率）

2億円（定額）

# 鶏卵需給安定強化特別対策事業（組替新規）

## 1 事業の目的

鶏卵については、近年、地域間の需給の不均衡、生産過剰による価格の低迷、配合飼料価格の高騰による収益性の悪化といった状況が見られ、需要に見合った生産の必要性が一層強まっている。

また、消費者は鶏卵の安全性や品質に対して高い関心を有していることから、消費者、生産者、流通・加工業者等に対して鶏卵の安全性や表示に関する正しい知識の普及を行うとともに、関係者間の相互理解を深めることが、鶏卵の需給・価格の安定を図る上で極めて重要となっている。

このため、生産者自ら行う需給に関する情報交換を支援し、需要に見合った生産を促すとともに、加工卵を含む鶏卵の国内流通・販売の状況を調査し、鶏卵の適正な価格による流通の円滑化を推進する。また、生産者、消費者、流通関係者等に対して適正表示の啓発・普及を行うとともに、安全性に関する関係者間の相互理解の醸成等を推進し、もって鶏卵の需給及び消費の安定並びに適正表示の確保を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 鶏卵の流通円滑化等推進

生産者自らによる需給に関する情報交換の場を設け、需要の動向を踏まえた鶏卵の生産を促すとともに、加工卵を含む鶏卵の国内流通・販売の状況を調査し、鶏卵価格の形成の仕組みの検証を行う。また、低コスト飼料により生産された鶏卵に関する調査等を実施する。

### (2) 鶏卵の適正表示啓発普及推進

生産者、流通業者、消費者等に対して、国産鶏卵の適正な表示等に関する情報の発信・提供を推進する。

### (3) 鶏卵安全性等知識普及推進

消費者等に対して、国産鶏卵の安全性等に関する情報を発信・提供するとともに、顔の見える関係づくり会合等の活動を推進する。

## 3 事業実施主体

民間団体

## 4 所要額（補助率）

0.2億円（定額、1/2以内）

# 高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

国外、特に我が国に近接するアジア地域等において高病原性鳥インフルエンザが発生し、ウイルスの常在化が懸念される中、我が国における本病の発生予防を確実に行うためには、全国的なサーベイランスの実施等による監視の徹底と併せて、生産者においても家畜伝染病予防法、防疫指針等全国的な方針の下、飼養衛生管理の徹底を行うことがこれまでも増して極めて重要となっている。

高病原性鳥インフルエンザは、海外からのウイルス侵入による全国的な発生の懸念があり、我が国養鶏等産業へ大きな被害をもたらす恐れがあること、さらに、家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に、きじ、だちょう及びほろほろ鳥が追加されたことから、生産者自らが行う全国的なウイルス侵入防止体制の拡大を推進し、全国的な防疫水準の向上を図り、もって我が国養鶏等産業の発展に資する。

## 2 事業内容

### (1) 中央段階

中央推進会議を開催し、全国的な運動とするための共通の取組方向を構築するとともに、全国段階におけるパンフレットの作成・配布、地域の家畜衛生指導者を対象とした全国研修会の開催

### (2) 地域段階

地域の生産者が養鶏等生産集団を構成し、お互いの衛生管理をチェックしながら鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化を図るために行う以下の緊急的な取組を支援。

#### ① 屋内飼育型

ア 野生動物等の防除に関する生産現地での研修会の開催

イ 養鶏密集地帯等において共同で行う車両消毒やねずみ等の侵入防止対策の実施体制の整備 等

#### ② 屋外飼育型

ア ①屋内飼育型のアと同様の取組

イ 養鶏密集地帯等において共同で行う車両消毒や屋外飼育に対応した野生動物等の侵入防止対策の実施体制の緊急的な整備 等

## 3 事業実施主体

(社) 中央畜産会

## 4 所要額（補助率）

3億円（定額、1/2以内）

# 家畜疾病経営維持資金融通事業

## 1 事業の目的

(1) 畜産経営においてTSE (BSE、スクレイピー等)、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

(2) なお、今般、我が国において口蹄疫が疑われる事例が発生する等、口蹄疫の発生した場合の対応も必要であることから、口蹄疫を新たに対象疾病に追加。

## 2 事業の内容

### (1) 融通対象者

#### ① 経営再開資金 (発生農家を対象)

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

#### ② 経営継続資金 (移動制限区域内農家を対象)

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者

#### ③ 経営維持資金 (風評被害農家を対象)

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

### (2) 貸付対象

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

### (3) 貸付条件 (貸付利率は平成21年2月19日現在)

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛10万円、肥育用牛10万円、繁殖用雌牛5万円、肥育豚1万円、繁殖豚2万円、家さん4万円、繁殖用めん羊及び山羊1万円	
償還期限	5年以内	3年以内	
うち据置期間	2年以内	1年以内	
貸付利率	1.425%以内		1.60%以内
利子補給率	1.425%		1.01%

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (社) 中央畜産会

5 融資枠 350億円

## 平成21年度畜産物価格及び関連対策の概要

## 21年度畜産物価格

加工原料乳生産者補給金制度	単価：11.85円/kg (注参照)	} 20年6月の 期中改定価 格と同額
	限度数量：195万トン	
肉用子牛の保証基準価格	黒毛和種：310千円/頭	
	交雑種：181千円/頭	
	乳用種：116千円/頭	
食肉の安定基準価格	牛肉：815円/kg	
	豚肉：400円/kg	
鶏卵の補てん基準価格	191円/kg	

(注) 別途、生乳の安全確保の取組を推進するための奨励金(15銭/kg)を交付

## 主要な関連対策

## 1. 酪農関係

- 乳価引き上げに伴う消費減のセーフティネットの構築 28億円  
牛乳の消費減に伴うプール乳価低下の影響を緩和するセーフティネットを構築(とも補償の単価を1kg当たり10円、20円から20円、30円に引き上げ等)
- 不需要期におけるセーフティネットの補完対策 12億円  
牛乳の消費減に加え、都府県の不需要期における乳価低下の影響を緩和する補完的セーフティネットの確保(1頭当たり2,400円を交付)
- チーズ等対策の予算確保 86億円  
チーズ、生クリーム等の需要拡大の取組のための予算について、飲用需要が減少した場合にも備えて予算を確保
- 酪農の生産基盤の強化 10億円  
優良受精卵の活用等による乳用牛の改良、飼養管理技術の改善

## 2. 肉用牛関係

- 子牛の資質向上対策の拡充 79億円

優良な種雄牛精液による人工授精等により、肉用子牛の資質向上を図る生産者への支援を拡充(1頭当たり最高5万円)

- マルキン、補完マルキンの予算確保 492億円

- 肥育経営の飼料自給率向上等の取組への支援 128億円

飼料自給率の向上等に資する取組への奨励金(1万円/頭)を交付し、これに加えて、環境対策等に資する取組に奨励金(7千円/頭)を加算

- 国産牛肉の需要拡大対策の拡充 18億円

牛肉の価格低迷を踏まえ、生産者団体による販売ルートの新規開拓等を追加

## 3. 養豚関係

- 肉豚価格差補てん事業の予算確保 43億円

適切な地域保証価格(490円/kg)の設定に必要な予算の確保

- 養豚の生産基盤の強化、地域振興対策の予算確保 22億円

## 4. 飼料基盤対策等

- 草地改良への支援の拡充 15億円

地域の実態に応じた草地改良を推進するための支援を拡充

(補助率1/3以内：上限10万円/ha)

- 生産性向上リース(1/3補助付きリース)の所要額の確保 64億円

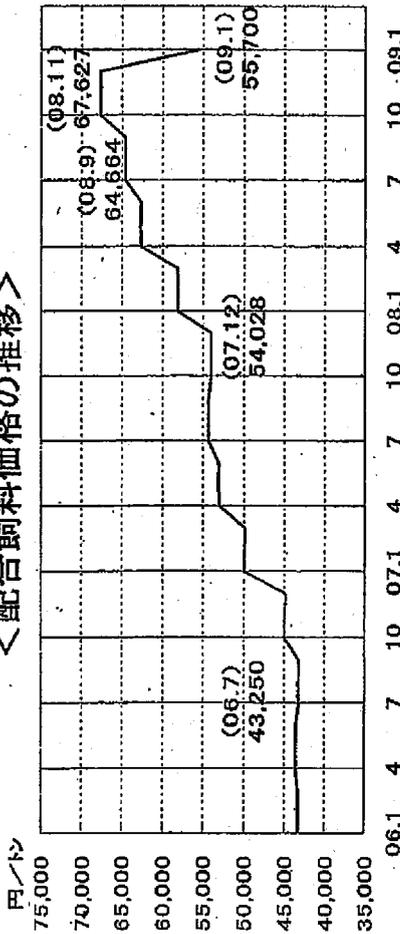
生産性向上リースの21年度の所要額を最大限確保

○ 配合飼料価格には、原料割合として50%を占めるところもやしや15%を占める大豆油かすの価格のほか、海上運賃や為替相場が影響。

○ とうもろこしの国際価格(シカゴ相場)は、バイオエタノール向け需要の増加から高騰し、一時は主要産地の天候不順等もあり大幅に上昇したが、直近では100ドル後半(3ドル後半半/ブッシェル)で推移。大豆油かすについても、とうもろこしと同様の動き。

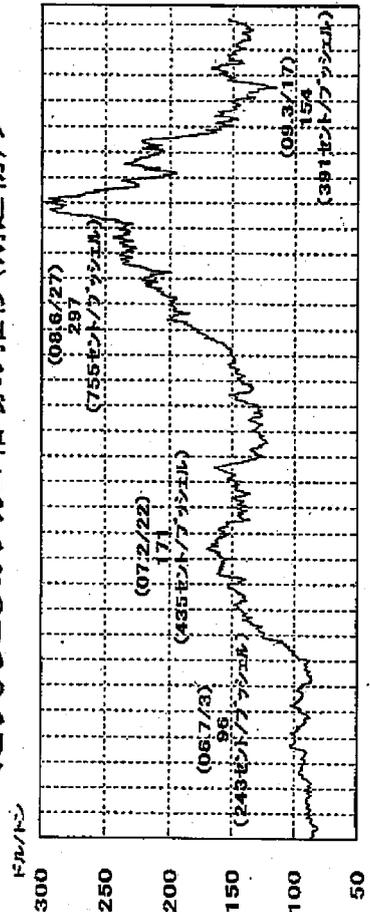
○ 海上運賃(フレート)は、堅調な船舶需要や原油価格の高騰の影響等により上昇傾向で推移してきたが、直近では30ドル/トン程度まで下落。一方、為替相場は、昨年3月以降円安傾向で推移してきたが、直近では90円台/ドル程度で推移。

<配合飼料価格の推移>



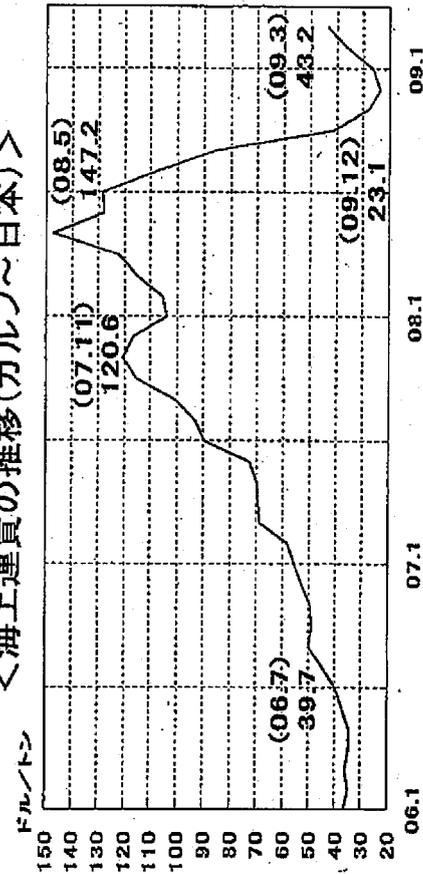
注:08年11月までの数値は実績値、08年12月以降は推計値

<とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)>



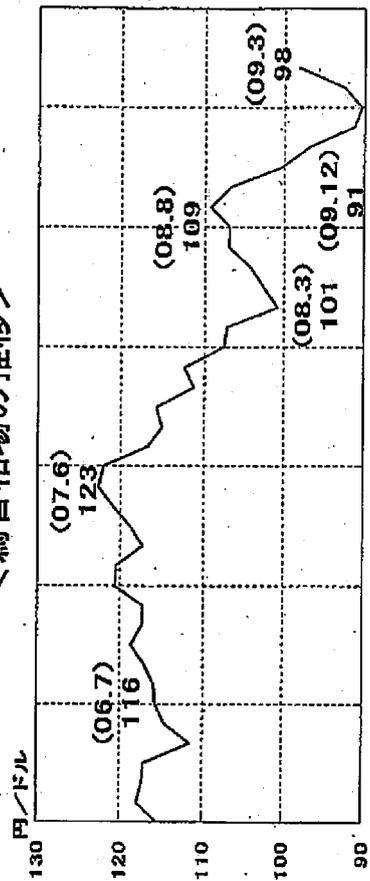
注:シカゴ相場の日々の終値である。(資料:生産局畜産部畜産振興課調べ)

<海上運賃の推移(ガルフ~日本)>



注:09年3月の値は、3月第1週までの平均値である。

<為替相場の推移>



注:09年3月の値は、3月17日までの平均値である。